



福島医発第315号(地)
令和2年4月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
高濃度エタノール製品の使用について(改定)

今般、厚生労働省医政局経済課、同省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、同局監視指導・麻薬対策課の連名にて、各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに本会に対しても周知依頼がありました。

先般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール(以下「手指消毒用エタノール」という)の需給が逼迫している状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」令和2年4月1日福島医発第16号(地)をもって貴会宛てにお送り申し上げました。

本件は、旧事務連絡が改定されたことについて周知を依頼するものです。

本改定により、高濃度エタノール製品の入手先として、アルコール事業法(平成12年法律第6号)に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者及びアルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者に加え、酒税法(昭28年法律第6号)に規定する酒類製造者又は酒類販売業者が追加されました。

また、高濃度エタノール製品を販売する事業者は、医薬品や医薬部外品ではないが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能である旨を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いことが追記されております。

なお、本事務連絡についても、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨が連絡されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(地 46) (健Ⅱ39) (介 21)

令和 2 年 4 月 14 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之



新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定)

今般、厚生労働省医政局経済課、同省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、同局監視指導・麻薬対策課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

先般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という）の需給が逼迫している状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和 2 年 3 月 25 日付（地 491）（健Ⅱ339）（介 206）。以下、「旧事務連絡」という。）をもって貴会宛てにお送り申し上げました。

本事務連絡は、旧事務連絡が改定されたことについて周知を依頼するものです。

本改定により、高濃度エタノール製品の入手先として、アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者及びアルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者に加え、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売業者が追加されました。

また、高濃度エタノール製品を販売する事業者は、医薬品や医薬部外品ではないが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能である旨を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いことが追記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡についても、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨が連絡されます。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定)

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別添写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定)

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の需給が逼迫している状況にあります。これまで、国内の製造販売業者各社が可能な限り増産に努め、医療機関、高齢者施設等（以下「医療機関等」という。）の必要な施設等に届くよう、供給の強化が進められていますが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、今後、必要な手指消毒用エタノールの確保が困難な施設等があることが想定されます。

こうした逼迫した需給状況を少しでも改善するため、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒について、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和 2 年 3 月 23 日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところです。今般、当該事務連絡を改定し、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。
2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において使用すること。
使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。また、引火しやすいため火気の近くで使用しない等、取扱いに留意すること。
また、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、
 - (1) アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者
 - (2) アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者
 - (3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売者のいずれかから購入し、当該製品が以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすことを当該事業者を確認すること。
 - (ア) エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。）。
 - (イ) 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。
3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。
なお、高濃度エタノール製品を販売する事業者は、以下のような内容を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いこと。
 - ・ 本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

以上